

# 取引時確認と口座開設などに関するお願い

JAあきがわでは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

また、口座開設にあたりお時間がかかる場合がございますので予めご了承ください。

## 取引時確認に関するお願い

### 1. ご契約者さまの取引時確認について

法令に基づき、新たに口座を開設される場合や200万円を超える大口現金取引をされる場合、10万円を超える現金による為替取引(お振込み、各種料金のお支払いなど)をされる場合などには、お客さまの「住所」、「氏名」、「生年月日」、「職業」、「お取引の目的」などの確認を行うことが義務付けられています。大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

### 2. 本人確認書類について

「住所」、「氏名」、生年月日」等の確認につきましては、以下の書類の原本(有効期限内のもの)をご提示いただきます。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- (3) 旅券(パスポート)<sup>(※1)</sup>
- (4) 個人番号カード
- (5) マイナンバーカード(顔写真付)
- (6) 特別永住者証明書・在留カード
- (7) 取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑証明書など  
なお、顔写真のない以下の書類につきましては、原本のご提示に加え、他の本人確認書類<sup>(※2)</sup>、または現住所の記載がある補完書類<sup>(※3)</sup>の原本をご提示いただきます。
- (8) 各種健康保険証
- (9) 各種年金手帳
- (10) 母子健康手帳
- (11) 児童扶養手当証書

(※1)2020年2月4日以降に申請したパスポート(新型の2020年旅券)は、住所記載欄(所持人記入欄)がないため、本人確認書類としてお使いいただけません。

(※2)作成・発行後6か月以内の印鑑登録証明書(取引の申込書等に押印した印鑑と異なるもの)、住民票、戸籍謄本または抄本(戸籍の附票が添付されているもの)など。

(※3)税金、電気、ガス、水道の領収書(領収日付が6ヶ月以内のもの)など。

また、外国政府などにおいて重要な公的地位にある方やそのご家族とお取引を行う場合などには、複数の本人確認書類のご提示など、追加のご対応<sup>(※4)</sup>をお願いさせていただきます。

(※4)通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。

## 口座開設に関するお願い

### 1. 口座の開設店舗について

口座の開設は、原則としてご自宅、もしくは勤務先等の最寄りの店舗で開設をお願いしております。それ以外の店舗での口座の開設につきましては、口座の開設をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※当組合では金融犯罪防止の観点から口座開設目的をご確認させていただきます。

つきましては、口座開設の目的が不自然な場合には口座の開設をお断りすることもございますのでご了承ください。

### 2. ご家族による口座開設について

口座の開設は、原則としてご契約者さま本人からのお申し込みとしております。ご家族(配偶者や親権者)の方によるお申し込みも別途ご相談に応じます。詳しくは店舗窓口までお問い合わせください。

### 3. 複数口座の開設について

すでに当組合に口座をお持ちの場合には、既存口座のご利用をお願いしております。複数口座の開設は、ご利用目的などを確認させていただき、場合によっては口座の開設をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

## 外国口座税務コンプライアンス法に基づくお取引時のご確認について

米国の外国口座税務コンプライアンス法(以下、「FATCA(ファトカ)」といいます)およびFATCAに関する日本と米国との取り決めにより、お取引時にお客さまが米国税法上の納税義務者などに該当されるか否かをご確認させていただきます。

ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者など、一定の報告対象に該当された場合には、米国納税者番号などをご申告いただき、口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただきます。ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

## お取引時における居住地国などのご確認について

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が改正され、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関などに口座開設などを行うお客さまは、居住地国や外国の納税者番号などを記載した届出書のご提出が必要となります。ご理解とご協力を宜しくお願いいたします

※居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国または地域をいいます